

# 第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）

## 概要版

皆さまからのご意見を募集します  
～パブリックコメントの実施について～

### 募集 期間

令和5年12月18日（月）から  
令和6年1月19日（金）まで【必着】

札幌市では、子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指して、「札幌市子どもの貧困対策計画」を策定のうえ、子どもの貧困対策に関する施策を推進してまいりました。

このたび、次期計画として「第2次札幌市子どもの貧困対策計画（案）」を作成しましたので、広く市民の皆さまにお知らせし、ご意見を募集いたします。

この「概要版」や別に配布しております「計画（案）本書」をご覧のうえ、最終ページの「意見募集用紙」、またはこれに準じた様式でご意見をお寄せください。

※ いただいたご意見につきましては個別の回答はいたしません。ご意見の概要とそれに対する市の考え方とを併せて公表いたします。

計画（案）の本書もごさいます。  
併せてご覧ください。

札幌市子ども未来局子ども育成部  
子どものくらし・若者支援担当課

市政等資料番号  
01-G01-23-2213

# 《ご意見募集要項》

## 1 募集期間

令和5年(2023年)12月18日(月)から令和6年(2024年)1月19日(金)まで【必着】

## 2 ご意見の提出にあたっての必要事項

- ご意見の内容
  - 本書又は概要版（パンフレット）の該当するページや項目
  - お名前、ご住所、ご年齢（20代、30代などのように記載してください）
- ※ 最終ページの意見募集用紙のほか、どのようなものに記載いただいても結構です。
- ※ お名前・ご住所・ご年齢は、ご意見の集計以外の目的に使用することはありません。  
個人情報保護法の規定に従い、適切に取り扱います。

## 3 提出方法

- (1) 郵送 : 5に記載の住所に郵送願います。
- (2) 持参 : 5に記載の場所に持参願います。受付時間は平日の8:45~17:15です。
- (3) FAX : 011-211-2943
- (4) メール : [kodomo.kurashi@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kurashi@city.sapporo.jp)
- (5) ホームページの意見募集フォーム

【[https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/dai2jikeikakuan\\_iken.html](https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/dai2jikeikakuan_iken.html)】

## 4 計画（案）の配布場所

- ・札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの暮らし・若者支援担当課  
（中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階）
- ・札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
- ・各区役所 市民部 総務企画課 広聴係
- ・各まちづくりセンター

※ 以下の札幌市ホームページからもご覧いただくことができます。

【<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/dai2jikeikakuan.html>】

## 5 ご意見の提出先・問い合わせ先

札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの暮らし・若者支援担当課  
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階  
電話：011-211-2947 FAX：011-211-2943  
メールアドレス：[kodomo.kurashi@city.sapporo.jp](mailto:kodomo.kurashi@city.sapporo.jp)

## 6 留意事項

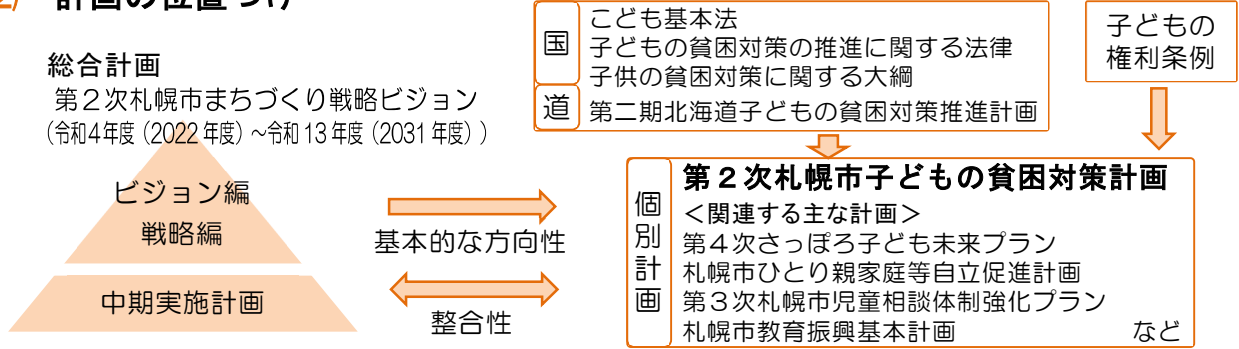
- 電話や口頭でのご意見の受付や、ご意見に対する個別回答は行っておりません。
- ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所・ご年齢を記入してください。ご意見の概要を公表する際には、お名前やご住所は公開いたしません。

# 1 第2次札幌市子どもの貧困対策計画とは

## (1) 計画策定の趣旨

札幌市では、平成30年（2018年）3月に、第1次となる「札幌市子どもの貧困対策計画（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）」を策定しました。第1次計画終了後も社会経済情勢は厳しさを増しており、困難を抱える子どもと家庭の孤立傾向や、問題の複雑化・長期化などの課題も顕在化しています。これらの課題に対応し、引き続き子どもの貧困対策を総合的・計画的に進めていくため、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ



## (3) 計画期間

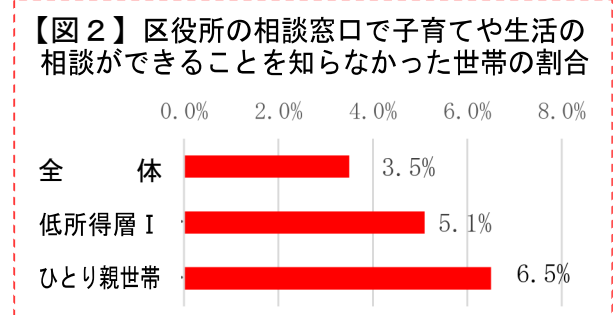
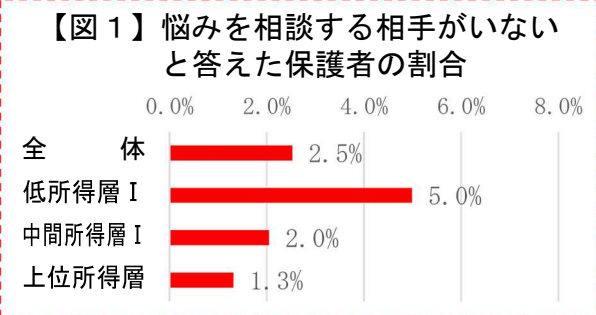
令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間

# 2 札幌市の子どもの貧困の現状

## (1) 貧困・困難の把握と支援へのつなぎ

所得の低い世帯やひとり親世帯は、悩みを相談する相手がない割合【図1】や、制度・相談機関を知らない割合【図2】が高い状況にあります。

こうした世帯は、家庭内で問題を抱え込みがちで、急を要する事態に至って初めて周囲に助けを求める傾向にあります。



【令和3年度 札幌市子どもの生活実態調査】

- ★ 低所得層 I：所得が貧困線の1.0倍未満
- 中間所得層 I：所得が貧困線の1.4倍～1.8倍未満
- 上位所得層：所得が貧困線の2.5倍以上
- ※ 詳細は計画案本書 12ページ

計画で取り組むべき課題

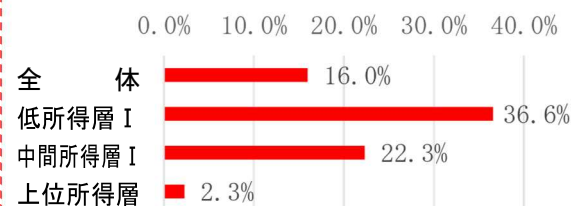
◆ 必要な支援に早期につなげる取組

## (2) 子どもの学びと育ち

教育・体験機会・学習環境に、所得階層の間の差異が確認されています【図3】。

また、子育て家庭の支援者へのヒアリングからは、家と学校以外の身近な場所にモデルとなる大人がおらず、将来への展望を描きにくい子どもがいることが指摘されています。

【図3】子どもの進学にかかる資金の目途が全くついていない保護者の割合



計画で取り組むべき課題

(学びに困難を抱える子ども)

◆ 状況に応じたサポートや経済面の支援

(孤立の傾向にある子ども)

◆ 健やかな成長を促す体験機会の提供

◆ 安心して過ごすことのできる居場所の提供

## (3) 子育て家庭の生活

子育て世帯のうち、約5割の世帯の家計が「ぎりぎり」または「赤字」の状況です。

【図4】

令和4年度以降の物価上昇により、所得の低い子育て家庭の生活は、一層厳しさを増しています。

【図4】家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」の世帯



計画で取り組むべき課題

◆ 保護者の就労の安定や経済的な支援の充実

◆ 保護者の負担軽減につながる生活面の支援

## (4) 様々な背景・要因により、特に配慮を要する世帯と若者

(支援者へのヒアリング結果より)

ケアリーバー（児童養護施設や里親家庭などの「社会的養護」から離れた子ども・若者）は、社会に出ていく際、出身世帯から経済的・精神的な支援を受けることが難しい状況にあります。

ひとり親世帯は、特に生活基盤が脆弱で、生活面の負担も大きく、孤立傾向にあります。

また、ひきこもりやヤングケアラーの若者、身体的・心理的被害に遭っている若年女性などは、困難が見えにくい状況にあります。

計画で取り組むべき課題

◆ 要因と状況に寄り添った、アウトリーチや伴走型を含む支援

### 3 計画の全体方針

#### (1) 基本目標

子どもが生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現

#### (2) 計画の対象

「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族

※ 生まれる前の妊娠期から、社会的自立に移行する年齢層（概ね 20 歳代前半まで）

#### (3) 施策の展開にあたっての共通の視点

基本目標の実現に向けて、いずれの施策においても次の視点を持ちながら、事業・取組を進めていきます。

- 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点
- 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行う視点
- 貧困の連鎖を断ち、子どもが未来を切り拓く力を育む視点
- 子どもの貧困・困難の背景にある要因に配慮する視点
- 社会全体で子どもと家庭を支え、連携して対策を推進する視点

#### (4) 施策の体系

1～2 ページで整理した課題を踏まえ、次の施策体系の下に取組を進めていきます。

##### 基本施策 1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

- ① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援
- ② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援
- ③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

##### 基本施策 2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

- ① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援
- ② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援
- ③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

##### 基本施策 3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

- ① 安心して出産・子育てをするための生活支援
- ② 保護者の就労の安定や自立に関する支援
- ③ 子育て家庭を支える経済支援

##### 基本施策 4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

- ① 社会的養護を必要とする子どもへの支援
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 困難を抱える若者への支援

## 4 具体的な施策の展開

### 基本施策 1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

周囲の支えが届きにくい世帯があることに留意をしたうえで、関係するそれぞれの機関が、子どもと家庭に接する機会を通じて困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を推進していきます。

地域や団体・関係機関との連携による支援や、必要な情報を分かりやすく届ける広報の充実にも取り組んでいきます。

#### ① 成長段階に応じた切れ目のない相談支援

- ◆ スクールソーシャルワーカー活用事業
- ◆ スクールカウンセラー活用事業
- ◆ 各区こども家庭センター機能の整備

#### 主な事業・取組

#### ② 配慮を要する子どもと家庭・若者への相談支援

- ◆ 母子保健における児童虐待予防強化事業（妊娠SOS事業）
- ◆ 子どものくらし支援コーディネート事業

#### ③ 地域や団体・関係機関との連携による支援と、広報の充実

- ◆ 要保護児童対策地域協議会
- ◆ さっぽろ子ども・若者支援地域協議会
- ◆ 利用者の立場に立った広報の展開

### 基本施策 2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進

子ども一人ひとりが年齢や発達などに応じ、安心して学び、成長していくことができるよう、学校教育の充実はもとより、学習意欲の向上につながる学習の機会の提供や、教育費等の負担軽減などに取り組めます。

すべての子どもが、安心して過ごすことができる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験や交流の機会を持てるよう、取り組んでいきます。

#### ① 子どもの健やかな育ちと多様な学びの支援

- ◆ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- ◆ 不登校児童生徒のための新たな学びの場整備事業

#### 主な事業・取組

#### ② 学びを支える教育費の負担軽減・進学支援

- ◆ 札幌市奨学金支給事業

#### ③ 健やかな成長を促す体験活動と子どもの居場所づくりの推進

- ◆ 子どもの職業体験事業
- ◆ 地域における子どもの居場所づくりの推進

### 基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進

保護者の状況に応じた保育サービスの提供や子育てサポートの実施など、子育て家庭の生活支援に取り組んでいきます。経済的に困難な状況にある家庭に対しては、暮らし向きの安定に向けた就労支援や、家計再建などの支援を進めます。

国が実施を検討している児童手当の拡充と合わせて、子ども医療費助成の対象拡大など、子育て家庭の経済的な負担の軽減にも取り組んでいきます。

#### ① 安心して出産・子育てするための生活支援

- ◆ 産後ママの健康サポート事業
- ◆ 産後ケア事業

主な事業・取組

#### ② 保護者の就労の安定や自立に関する支援

- ◆ 生活困窮者自立支援事業
- ◆ 育児休業等取得助成金事業

#### ③ 子育て家庭を支える経済支援

- ◆ 子ども医療費助成
- ◆ 第2子以降の保育料無償化事業

### 基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進

社会的養護を必要とする子どもに対しては、心身ともに健やかに養育されるとともに、社会的養護を離れた後も社会に円滑に出ていけるよう、支援を行います。

ひとり親家庭に対しては、一人で生計の維持と家事育児の両方を担う保護者に対して、就労の安定に向けた支援を行うとともに、経済面や生活面からも家庭を支えていきます。

就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

#### ① 社会的養護を必要とする子どもへの支援

- ◆ 里親委託の推進
- ◆ 社会的養護自立支援事業

主な事業・取組

#### ② ひとり親家庭への支援

- ◆ ひとり親家庭等医療費助成
- ◆ ひとり親家庭等養育費確保支援事業
- ◆ 母子生活支援施設運営

#### ③ 困難を抱える若者への支援

- ◆ 困難を有する若者への相談支援
- ◆ ヤングケアラー支援推進事業

## 5 計画の推進

### (1) 成果指標

計画に基づく事業等の取組の成果を客観的に把握するため、施策ごとに成果指標と目標値を設定します。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
<b>基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進</b>		
区役所の相談窓口で子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	3.5% (令和3年度)	0%
スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善したまたは改善に向かっている割合	83.4%	90.0%
<b>基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進</b>		
「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合	61.6%	80.0%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	95.0% (令和5年3月)	一般世帯の進学率※
<b>基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進</b>		
子どもがいる世帯のうち、家計の状況がぎりぎりまたは赤字である世帯の割合	50.4% (令和3年度)	40.0%
子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い」子育て世帯の割合	63.1%	70.0%
<b>基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進</b>		
要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合	37.5%	45%
働いているひとり親家庭の親（母子家庭）のうち、正社員・正職員の割合	44.3% (令和3年度)	55.0%
札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合	33.3%	40.0%

※ 札幌市の一般世帯の進学率 令和4年3月：99.1%

### (2) 計画の進行管理・評価

計画に位置つけた事業・取組は、附属機関である「札幌市子ども・子育て会議（児童福祉部会）」に毎年度の実施状況を報告し、評価や意見をいただきながら、今後の計画の推進や、より良い施策の展開につなげていきます。

### (3) 計画の見直し

社会情勢の変化や国の新たな動きなどにより、計画の見直しを必要とする場合は、「札幌市子ども・子育て会議」の意見を聴いたうえで見直しを行います。



